

一般社団法人 福島県医療福祉情報ネットワーク協議会
キビタン健康ネット運用約款

(目的)

- 第1条 本約款は、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会（以下「協議会」といいます。）と参加申込を行った参加者・医療機関等に対して適用されます。
- 2 参加者・医療機関等は協議会の事業への参加に関し本約款の内容を十分に理解するとともにこれを誠実に遵守するものとします。

(用語)

- 第2条 本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で用いるものとします。
- (1) 参加者：協議会の趣意に賛同し参加申込を行い、キビタン健康パスポートの発行を受けた者をいいます。
- (2) 医療機関等：協議会に入会申込をした法人・団体等およびその代表者、および各種システムの利用資格を持つ個人のことをいいます。
- (3) 個人情報：協議会の運営上で取り扱う個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含みます。）をいいます。
- (4) ID・パスワード：協議会が運営する各種システムへのアクセスのために発行されるID・パスワードのことをいいます。
- (5) ネットワーク基盤：協議会が運営する地域医療福祉情報連携のためのシステムや暗号化情報通信網のことをいいます。

(約款の変更)

- 第3条 協議会は第18条に定める手順によって、参加者・医療機関等の承諾を得ることなく本約款を各種法令・ガイドラインなどの変更時の対応も含め、いつでも変更することができるものとします。
- 2 変更等の通知については変更内容を協議会のホームページ上に掲載し、その効力は掲載された期日から発効するものとします。

(協議会からの通知)

- 第4条 協議会は、協議会ホームページへの掲載その他メーリングリストなど協議会が適当と判断する方法及び範囲で、必要となる事項を通知するものとします。

(事業内容)

- 第5条 協議会事業の具体的な内容は、別紙パンフレット等に記載のとおりとします。
- 2 協議会が参加者に提供する協議会事業の内容又は提供条件を既存のものから変更した場合、参加者は当該変更後の内容に基づき協議会事業に参画するものとします。
- 3 協議会は、事業の全部又は一部をクラウドサービス事業者等の第三者に委託す

ることができるものとします。

- 4 参加者が協議会以外の他の地域において実施されている地域連携システムとの連携などを希望する場合は、あらかじめ地域間の協定や契約などを別途設け、それらに基づき別途連携利用を行うものとします。

(協議会事業への参加と解除)

第6条 協議会事業への参加または解除を希望する者は、参加確認書または解除届に必要な事項を記載し協議会へ申請するものとします。

- 2 協議会は前項の文書を受領した場合は、所定の手順によって参加登録または解除を行うこととします。ただし、参加者の解除の場合は個人情報としての医療機関等からのアクセス権をすべて解除するものとします。その場合も第16条第2項によって開示される情報は除外されます。

- 3 協議会は、本約款にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、参加登録を行わない場合があります。

- (1) 参加希望者が、処分等の事由によって過去に参加登録を解除された事実があるとき
- (2) 参加確認書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入漏れがあったとき
- (3) 参加確認書を提出した者が金銭債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) 協議会が運営するシステムの利用が申請者における環境上の理由や業務上あるいは技術上著しく困難であると協議会が判断したとき
- (5) その他、協議会が不相当と判断したとき

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 参加者・医療機関等は本約款及び参加事業の権利又は義務の全部若しくは一部を他に譲渡してはならないものとします。

(ネットワーク基盤の導入・維持)

第8条 協議会は、参加者・医療機関等が協議会事業に参加するにあたり必要な環境を構築するために、参加者・医療機関等の保有する通信環境について調査・検討し、ネットワーク基盤を導入・維持するものとします。ただし、参加者・医療機関等の保有する環境の変更や、その環境要因によって生じるネットワーク基盤の改造、変更、追加の義務を負わないものとします。

(一時的な中断)

第9条 協議会は、次の場合には、参加者・医療機関等への事前の通知又は承諾を要することなく、協議会事業を中断することができるものとします。

- (1) 協議会事業の実施に必要な設備の故障等により協議会または委託先が保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により協議会事業が継続できない場合
- 2 前項に定める事由により協議会事業を継続できなかったことに起因して参加

者・医療機関等が損害を被った場合であっても、協議会は一切その責任を負わないものとします。

(会費等)

第10条 協議会運営に係る会費（以下「会費」といいます。）は、別に定める「会費規則」に記載のとおりとします。

(医療機関等の義務・責務)

第11条 医療機関等の代表者は、当該組織に所属する各種システムを利用する資格を持つ者（以下「関係者等」）に対して、本約款に定める事項を周知徹底し、遵守させるものとします。医療機関等の代表者は、関係者等による本約款の違反につき、協議会に対して責任を負うものとします。

- 2 医療機関等がネットワーク基盤を利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護条例および法、ならびに医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守しなければなりません。
- 3 医療機関等は、ネットワーク基盤を通じて入手した情報について、適正な利用に努めなければなりません。
- 4 医療機関等はネットワーク基盤に接続する端末には、セキュリティーを維持するために協議会が提供するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければなりません。

(登録内容の変更)

第12条 参加者・医療機関等が申込時に申請した登録内容について変更が生じた場合、協議会の定める方法により遅滞なく通知するものとします。

(禁止行為)

第13条 参加者・医療機関等は、協議会事業への参加にあたり、次の各号の一に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 協議会事業に関する情報を改竄する行為や他の参加者・医療機関等の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (2) 各種法令やガイドラインにおいて禁止されている不法行為や公序良俗に反する行為
- (3) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は協議会の保有する情報を収集する行為
- (4) 協議会の事業の実施を妨げる行為や第三者又は委託先等の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 営業活動その他営利を目的とする行為や許可されない第三者を事業に参加させる行為（書面により協議会が事前に承諾した場合を除きます。）
- (6) 協議会が発行するID・パスワードを利用者本人以外の者に共同で利用させる行為

- (7) ネットワークを通じて入手した情報について、あらかじめ協議会が承認した場合を除いて許可なく複製・公開・提供すること
- (8) 協議会の信用を傷つけ、又は協議会に損害を与える行為やその他、協議会が不適切と判断した行為

(違反行為に対する措置)

第14条 協議会は参加者・医療機関等が、その義務・責任の遵守を行わなかった場合、又は禁止行為を繰り返す場合はID・パスワードの取り消しを行い、所定の手続きにより当該参加者・医療機関等の協議会事業への参加を強制的に解除できるものとします。

(機密保持)

第15条 協議会は、協議会事業実施に際して参加者から提供された個人の情報であって、参加者が機密である旨を通知したもの（以下「機密情報」といいます。）について、善良なる管理者の意をもってその機密を保持するものとし、協議会事業の従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を開示しないものとします。

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとします。

- (1) 既に公知のもの又は協議会の責に帰することのできない事由により公知となったもの
- (2) 既に協議会が保有している統計・解析結果に含まれているもの
- (3) 協議会が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 協議会が参加者から書面により開示を承諾されたもの

3 協議会は、参加者から提供を受けた機密情報を、事業を実施するために必要な範囲に限り使用、複製することができるものとします。また、機密情報の改変が必要なときは、事前に参加者から承諾を得るものとします。

4 本条の機密保持義務は、参加が解除された後も5年間継続するものとします。

(個人情報)

第16条 協議会は、個人情報を「個人情報保護方針」に基づき管理するものとし、協議会事業の実施のために使用する場合を除きそれらの個人情報を第三者に開示しないものとします。

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、参加者から個別の同意を得ることなく個人情報を開示することができるものとします。

- (1) 協議会が事業を実施するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
- (2) 協議会が事業の成果向上を検討するために必要な範囲で、集計及び分析を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
- (3) 協議会が個人情報及び集計及び分析等により得られた統計データを、個人を識別又は特定できない状態で協議会の委託先その他の第三者に開示する場合
- (4) 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の

開示を要求された場合

- 3 協議会は、前項に基づき個人情報を開示する場合、開示する個人情報を開示目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第3号及び第4号の場合を除き開示する相手方に対し本条により協議会が負うのと同等の義務を課し、開示の範囲などの記録を文書にて残すものとします。
- 4 第1項の約款にかかわらず、協議会は、個人情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで協議会事業に利用（第三者への開示を含みます。）することができるものとします。

（責任の範囲）

- 第17条 協議会は、取り扱う情報に関して各種法令・ガイドライン等に基づき善良なる管理者の意をもって管理します。
- 2 協議会は、協議会事業における情報の利用あるいは利用不能から生じる損害に関して責任を負わないものとします。
 - 3 参加者・医療機関等が協議会事業のシステム利用によって第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、参加者・医療機関等が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

（約款の変更手順）

- 第18条 本約款の変更はネットワーク運営検討部会において取り扱い、出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、地域包括ケア支援ICT委員会、及び理事会の承認を得なければなりません。

（その他）

- 第19条 協議会事業の区域は日本国内とし、本約款及び事業の利用契約の成立、効力、解釈及び履行については日本法に準拠するものとします。

（管轄裁判所）

- 第20条 本約款及び協議会事業に関する一切の紛争は福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

- 附 則 本約款は平成27年6月1日から実施するものとします。